

2025年10月17日(金) 14:00~16:00¹
於:流山市役所第一庁舎 4階議場

こどもの権利保障の重要性と条例制定の意義・効果

半田 勝久
(日本体育大学 体育学部 教授)



自己紹介（半田 勝久 HANDA Katsuhisa）

- 大学での担当科目：「教育原理」「教師論」「ダイバーシティ&インクルージョン」「教育の制度と経営」「子どもと人権」「人権教育」「教育制度学特論」他
- 研究テーマ：子どもオンブズパーソン、子どもにやさしいまちづくり 他
- 実践領域
 - 流山市子ども・子育て会議委員（こどもの権利部会長）
 - 豊島区青少年問題協議会副会長
 - 小金井市代表子どもオンブズパーソン
 - 武蔵野市子どもの権利擁護委員
 - 名古屋市子どもの権利擁護機関参与
 - 前・世田谷区子どもの人権擁護委員（2013年～2023年）
 - 大学基準協会大学評価委員会幹事 他
- 子どもの権利条約総合研究所での活動
 - 子どもの権利の総合的、学際研究 国連NGOとしての役割
 - 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムの開催 他



自治体シンポ 三芳町

検索

本日みなさんとともに考えたいこと

3

- 流山市のまちづくりへの新たな視点
- 子どもの権利条約に基づく「子どもにやさしいまち」の推進
- 子どもの権利条例制定の意義と効果
- 豊島区子どもの権利に関する条例の実施を例として
- 「流山市こどもの権利条例(仮)」制定に向けて

流山市のまちづくりへの新たな視点

流山市子育てにやさしいまちづくり条例(2008年施行)

(基本理念)

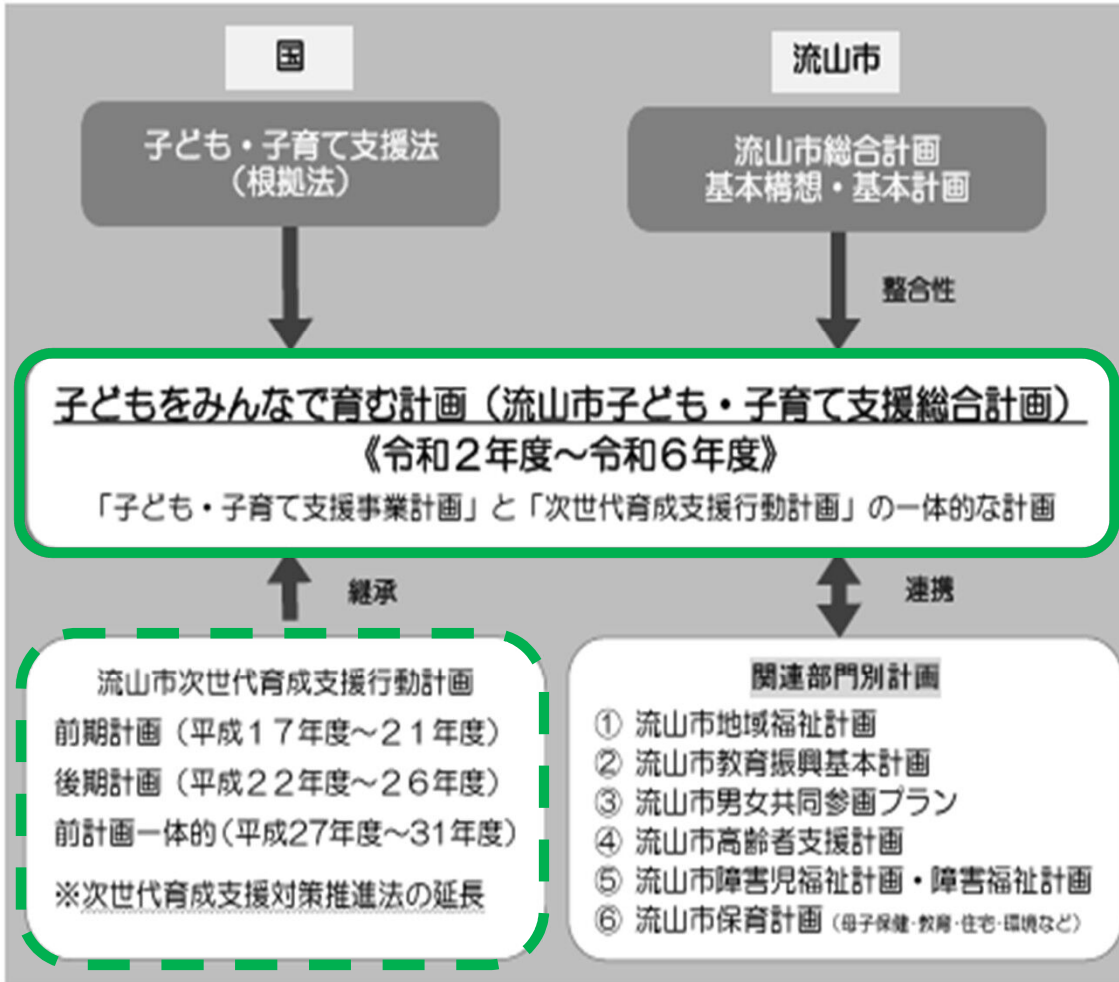
第3条 子育てにやさしいまちづくりは、すべての子どもが幸福に生きていく権利を有する
かけがえのない存在であるという認識を持って、市、市民、事業者及び学校等があらゆる分野において、それぞれの役割及び責務を自覚し、相互の連携、協力を強めながら総合的に取り組まなければならない。

(市の施策の基本方針)

第4条 市は、子育てにやさしいまちづくりの実現のための施策を策定し、又は実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 子どもを安心して生み、みんなで子育てできる安心で安全な環境づくり
- (2) 子どもがすくすく育ち、子育てしやすい自然環境の保全と、良好な住環境の整備ができる環境づくり
- (3) 子ども及び保護者が一緒に、ゆとりある家庭生活を営むことのできる労働環境づくり
- (4) 子育て世代の定住が促進されるために必要な、住みやすい環境づくり

流山市子ども・子育て支援総合計画の位置づけと基本理念



基本理念

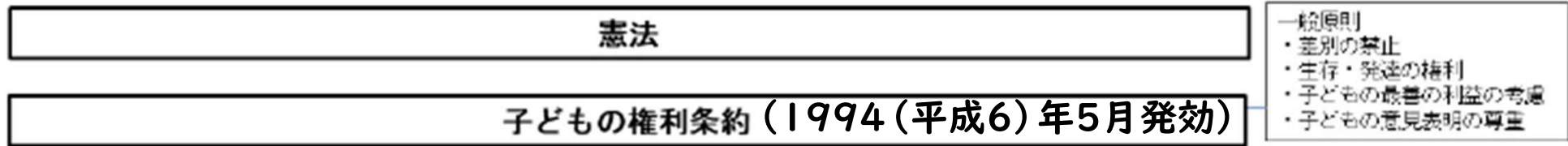
**「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが
健やかに育ち地域全体で子育てできるまち 流山」**

子どもの最善の利益が実現され、すべての親たちが子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような社会を築いていくことが求められています。

少子化の進行、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、待機児童問題など、様々な課題を抱える中で、次代を担うすべての子どもが健やかに育つためには、家庭での子育てを基本としながらも、地域社会全体で子育て家庭を支えていく必要があることが鮮明となっています。

流山市は、すべての子どもと親が笑顔で過ごすことができ、各家庭が地域社会と連携、協力をしながら安心して子どもを産み育てられる社会を実現するため、「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち 地域全体で子育てできるまち 流山」を基本理念として、子育て支援の施策を推進します。

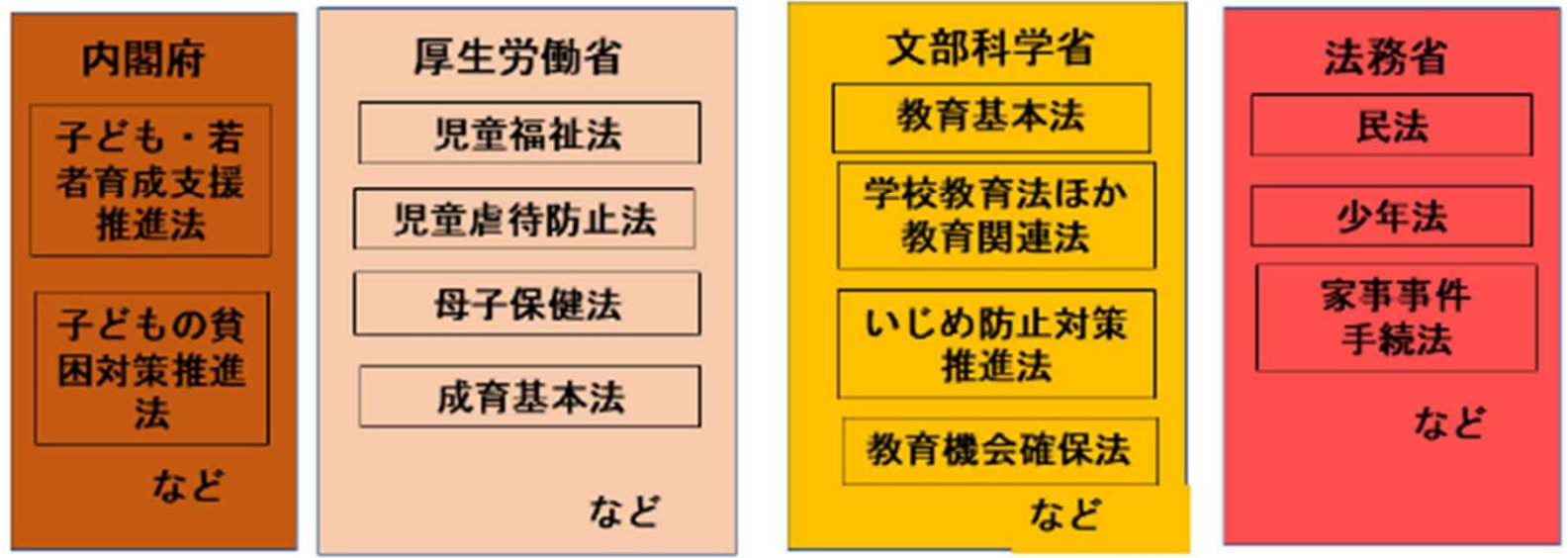
子どもの権利にかかわる法律 概念図



- 一般原則
- ・差別の禁止
 - ・生存・発達の権利
 - ・子どもの最善の利益の考慮
 - ・子どもの意見表明の尊重

こども基本法 (2023 (令和5)年4月1日施行)

憲法、子どもの権利条約で認められる子どもの権利を包括的に定め、国の基本方針を示す。



それぞれの法律に、子どもの最善の利益の最優先の考慮や、意見表明権を確保する手続きが必要

新規流山市こども計画の背景にある こどもの権利を保障する5つの基本理念

• 子どもの権利条約の4つの一般原則

- 生命・生存・発達の保障（第6条）
- こどもの最善の利益の優先考慮（第3条）
- こどもの意見表明権の確保（第12条）
- 差別の禁止（第2条）



一人の人間としての権利の主体であることの尊重

こども基本法の制定 (2023(令和5)年4月1日施行)

子どもの権利条約の4つの一般原則がこども施策の基本理念に

- (基本理念)
- 第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
 - 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、**差別的取扱いを受けないように**すること。
 - 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな**成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障される**とともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
 - 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保される**こと。
 - 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その**意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される**こと。
 - 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
 - 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

こども等の意見の反映（第11条）

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- ◆ 国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを定めています。
- ◆ ここでいう「国」とは、行政府だけではなく、立法府や司法府も含まれるものと解されます。
- ◆ ここでいう「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれるものと解されます。

（参考）令和4年5月24日 参・内閣委 提案者答弁

こどもの視点に立った政策が具体的に展開されていくためにもこどもの意見をしっかりと反映することが必要であり、そのためには必要な措置を国や地方公共団体がそれぞれの立場で講じなければならないというふうにしたところであります。

こども基本法に基づくこども施策の策定等へのこどもの意見の反映について（自治体向けQ&A）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/ikenhanei/index.html

子育てにやさしいまちづくり

+

子どもにやさしいまちづくり

《基本理念》

《基本的視点》

《基本目標》

《主要課題》

「子どもの最善の利益が実現され、すべての子どもが健やかに育ち、地域全体で子育てできるまち、流山」

- I 子どもの視点
こどもにやさしいまち
- II 切れ目のない支援
- III 地域社会全体で
子育てを支援
- IV 施策の連携

基本目標1
子育てを支援する地域づくり

- (1) 情報提供・相談体制の充実
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 経済的支援の充実

基本目標2
子どもと保護者の健康づくり

- (1) 子どもや保護者の健康の確保
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児救急医療の充実

基本目標3
子どもが健やかに成長できる環境づくり

- (1) 子どもの人権の擁護
- (2) 次代の親の育成
- (3) 教育環境の充実
- (4) 家庭の教育力の向上
- (5) 地域活動の充実
- (6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標4
子どもの安全を守る生活環境・体制づくり

- (1) 安全なまちづくりの推進
- (2) 安心して外出できる環境の整備
- (3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

基本目標5
男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

- (1) 多様な働き方のできる環境の整備
- (2) 仕事と子育ての両立の推進
- (3) 保育サービスの充実と多様化

基本目標6
保護が必要な子どもへの支援体制づくり

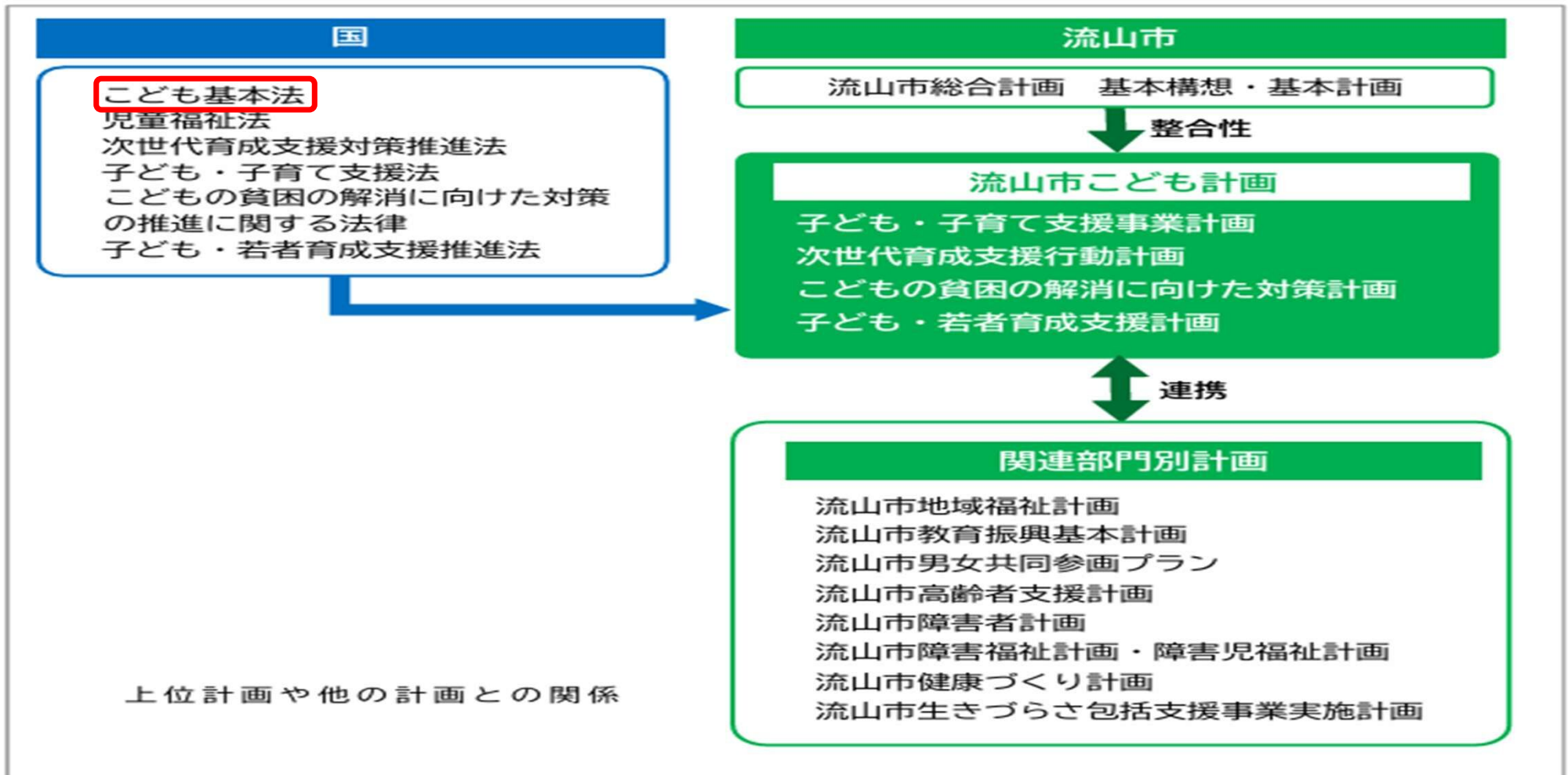
- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭への支援の充実
- (3) 障害のある子どものいる家庭への支援の充実
- (4) 子どもの貧困対策の推進



こども施策に対するこども等の意見の反映

こどもの権利を実現する文化及び社会の構築
こどもにやさしいまち

新規流山市こども計画は、「こども基本法」「子ども・若者育成支援推進法」他に基づく
一体的な計画として策定



流山市こども計画 期間・計画の対象

令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
前計画 第2期流山市子どもをみんなで育む計画 子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画					本計画 流山市こども計画 子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 こどもの貧困の解消に向けた対策計画 子ども・若者育成支援計画				

※こども基本法において、「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。



こども・若者の対象年齢イメージ

ながれやまし
1 流山市こども計画で目指すこと

すべてのこども・^{わかもの}若者の^{そだ}育ちや^{こそだ}子育てを^{ちいきぜんたい}地域全体で^{ささ}支え
こどもの^{けんり}権利を^{ほしょう}保障するための^{とりくみ}取組を^{すす}進め
こどもにやさしいまちづくりの^{じつげん}実現を^{めざ}目指します



子どもの権利条約に基づく
「子どもにやさしいまち」
(Child Friendly Cities)の推進

子どもの権利条約に基づく

「子どもにやさしいまち」(Child Friendly Cities)とは？

17

- 国連・子どもの権利条約に規定される権利が子どもに保障されているまち
- 条約を子どもの生活圏レベルで実施するために、自治体の政策・法令・計画・予算等に【子ども】を明確に位置づけているまち
- 目的：子どもの権利を承認・実現することによって子どもたちの生活をいま向上させ、そのことによって現在の、そして未来のコミュニティをよりよい方向に変えていくこと

(参照：子どもの権利条約総合研究所ホームページ <http://npocrc.org/data>)

(参照：日本ユニセフ協会ホームページ <https://www.unicef.or.jp/cfc/>)

「子どもにやさしいまち」(Child Friendly Cities)

- ①子どもがまちについての決定に影響を及ぼせる
- ②自分たちが望むまちのあり方について子どもが意見を表明できる
- ③子どもが家庭・コミュニティ・社会生活に参加できる
- ④子どもが保健ケア・教育・住居といった基本的サービスをうけられる
- ⑤子どもが安全な水を飲み、適切な衛生設備にアクセスできる
- ⑥子どもが搾取・暴力・虐待から保護される
- ⑦子どもだけで道を安心して歩ける
- ⑧友だちと会い、遊べる
- ⑨植物や動物のための緑のスペースをもてる
- ⑩汚染されていない環境で暮らせる
- ⑪文化的・社会的イベントに参加できる
- ⑫民族的出身、人種、所得、ジェンダー、障害にかかわらず、すべてのサービスにアクセスできる平等な市民でいられる

(UNICEF Innocenti Research Centre, BUILDING CHILD FRIENDLY CITIES—A Framework for Action, Florence, 2004)

9つの構成要素+1 (9 Building Blocks+1)

1. <u>子ども参画</u>	子どもの意見を聞きながら、意思決定過程に加わるように積極的参加を促すこと
2. <u>子どもにやさしい法的枠組み</u>	子どもの権利を遵守するように法制度的な枠組みと手続きを保障すること
3. <u>都市全体に子どもの権利を保障する施策</u>	子どもの権利条例に基づき、子どもにやさしいまちの詳細な総合計画と行動計画を定めて実施すること
4. <u>子どもの権利部門または調整機構</u>	子どもたちの将来を見据えて、地方自治体の中に優先すべきことを保障する永続的仕組みを構築すること
5. <u>子どもへの影響評価</u>	子どもに関わる法律や施策、そして事業について実施前、実施中そして実施後に子どもへの影響を評価する制度化された手続きが保障されること
6. <u>子どもに関する予算</u>	子どものために適当な資源と予算が使われているかが調査されることを保障すること
7. <u>子どもの報告書の定期的発行</u>	子どもたちと子どもの権利についての実情について十分なモニタリングとデータ収集が保障されること
8. <u>子どもの権利の広報</u>	大人や子どもの間に子どもの権利について気づくことを保障すること
9. <u>子どものための独自の活動</u>	子どものオンブズマン、子どものコミッショナーなど、子どもの権利を促進するために活動しているNGOや独立した人権団体の支援をすること
10. 当該自治体にとって特有の項目	人口、産業形態、地理的状况など、自治体固有の課題や強みを考慮して設定した取り組みを推進していくこと

子どもの権利保障をはかる総合的な条例

子どもの権利保障を総合的にとらえ、理念、制度・しくみ、施策などが相互に補完し合うような内容を備えた条例（たとえば、子どもの権利についての理念や権利の具体的内容、家庭・学校・施設・地域など子どもの居場所・生活の場での権利保障のあり方、子どもの参加や救済のあり方、子ども施策の推進や検証のあり方、子どもの権利保障をはかる具体的な制度・しくみなどを規定するもの）。

川崎市、奈井江町、**多治見市**、目黒区、芽室町、名張市、魚津市、岐阜市、**豊島区**、**志免町**、白山市、射水市、**豊田市**、**名古屋市**、上越市、**札幌市**、筑前町、岩倉市、小金井市、遠野町、石巻市、日進市、筑紫野市、幕別町、幸田町、内灘町、奥州市、**宗像市**、北広島市、知立市、泉南市、**世田谷区**、青森市、士別市、日光市、**松本市**、市貝町、知多市、那須塩原市、東郷町、長野県、奈良市、相模原市、東員町、津島市、川崎町、西東京市、亀岡市、甲府市、尼崎市、**那珂川市**、江戸川区、笠松町、新潟市、田川市、**中野区**、山梨県、横須賀市、熊取町、**北本市**、富士市、瀬戸市、南砺市、**武蔵野市**、むつ市、藤枝市、東京都北区、新潟県、糸島市、国立市、桑名市、三芳町、石狩市、**千葉市**、**杉並区**、岡山市、本巢市、滋賀県、**韮崎市**

（2025年4月現在、80自治体）（※赤字の条例は是非参考にしてほしい）

子どもの権利条例等を制定する自治体一覧（子どもの権利条約総合研究所HP） <https://npocrc.org/data/>

子ども条例制定の効果

子どもにやさしい法的枠組み

子ども参画

都市全体に子どもの権利を保障する施策

自治体の姿勢・理念の明確化

子どもの権利部門、調整機構

□ 子どもに関わる部門の庁内体制を再編したり、関係機関との情報共有、スムーズな連携・対応が可能になるなど、子ども施策推進体制が整備

□ 条例に基づく具体的な事業が展開できるようになった **子どもに関する予算**

□ 子どもの参加・意見表明の促進、子どもの居場所・活動拠点の設置、子どもの相談・救済機関の新設や機能強化、子ども計画における子どもの権利施策の具現化

子どものための独自の活動

子どもの権利の普及

□ 子どもの権利学習の推進、子どもの権利に関する意識啓発

□ 条例に基づいた評価・検証システムの構築

子どもへの影響評価

□ 子どもの権利委員会、推進委員会等による評価・検証システムの構築

□ 定期的な子ども白書、子どもの意識・実態調査の実施

□ 市民・NPO・企業との子ども施策の協働実施

子どもの報告書の
定期的発行

子どもの権利条例に基づく

「子どもの権利をモニタリングする仕組み」

都市全体に子どもの権利を保障する施策

子どもへの影響評価

子どもの報告書の
定期的発行

条例に基づく子どもの権利モニタリングの仕組み

自治体における子どもの状況、条例の実施状況、子どもにかかわる計画・施策などについて、子どもの権利の観点から第三者的な立場で検証し、報告や提言などを行っていく機関

- 子どもの権利委員会
 - ▣ 川崎市、多治見市、名張市、豊島区、志免町、白山市、札幌市、筑前町、北本市 他

- 子どもにやさしいまちづくり推進会議・委員会
 - ▣ 豊田市、松本市、那珂川市

- 子どもの権利条例委員会
 - ▣ 泉南市

子どもの権利条例に基づく

「子どもの相談・救済の仕組み」の必要性

(子どもオンブズパーソン、子どもの権利擁護委員制度)

子どものための独自の活動

子どもの相談対応

個別救済機能

制度改善機能

子どもオンブズパーソンの
4つの機能

子どもの権利
モニタリング機能

子どもの権利についての
普及・啓発、教育機能

子ども中心アプローチの7つの基本原則

開かれた姿勢とアクセスのしやすさ

子どもの最善の利益

子どもの参加

透明性と意思疎通

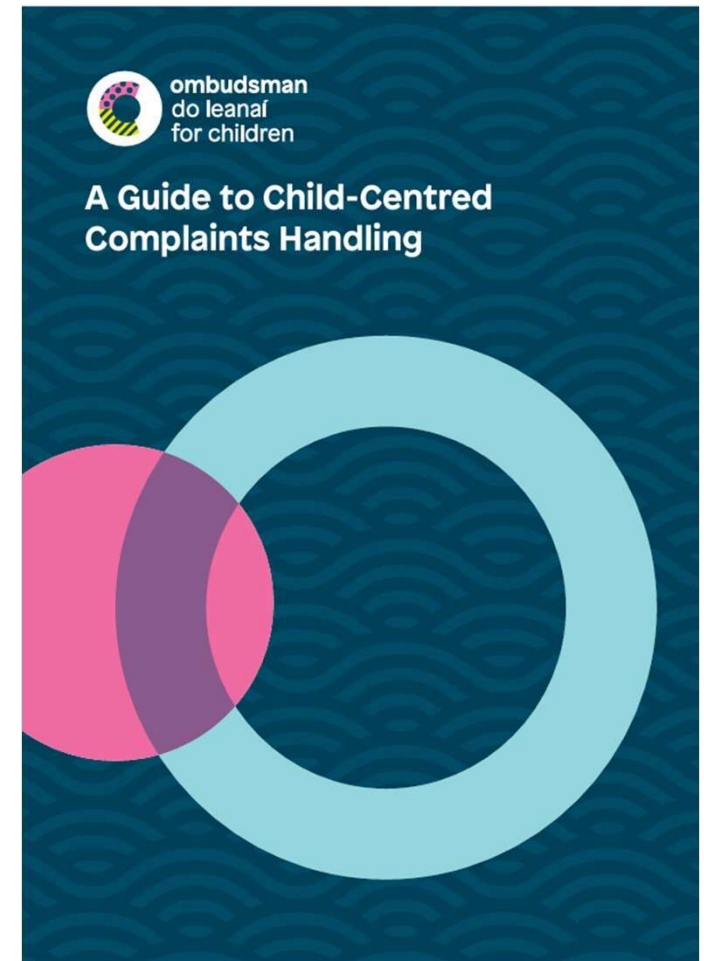
適時性

公正性

モニタリングと検証

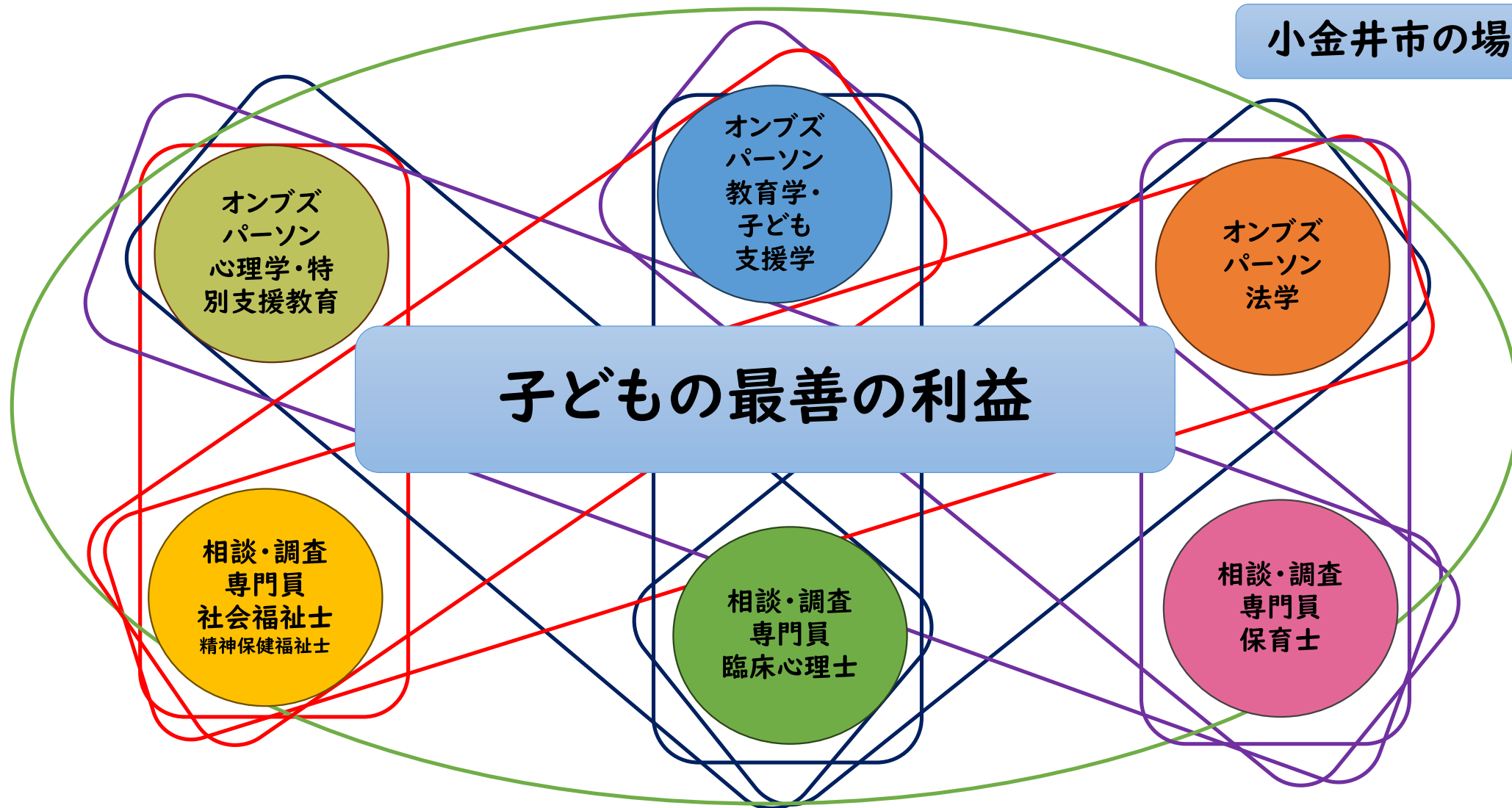
アイルランド子どもオンブズマン事務所
「子ども中心の申立ての取扱いに関する手引き」(2018)より
詳細は、平野裕二note参照

<https://note.com/childrights/n/n26eb5d9da6d1>



独任制によるケース対応とケース会議による共有・方針の確認

小金井市の場合



子どもオンブズパーソン(子どもの権利擁護委員制度)の特質

- ①子どもの権利保障の視点から既存の相談窓口の課題を克服
- ②子どもの不安な気持ちを受け止め、困りごとについて一緒に考え、もう大丈夫と思えるまで寄り添い続ける
- ③子どもの最善の利益を常に考慮した活動を心がける
- ④裁判とは違い、子ども自身が簡単に権利救済を求めることができ、比較的短期間に解決を図ることが可能
- ⑤個別の子どもが抱える問題から社会の変革(制度改善)につなげることができる

子ども条例に基づく子どもの相談・救済機関

参照：「子ども条例に基づく子どもの相談・救済機関(公的第三者機関)一覧:救済機関設置順」 子どもの権利条約総合研究所作成(2025年4月現在)

- 子ども条例に基づく子どもの相談救済機関(公的第三者機関)
 - 現在、**57自治体**が条例を制定
- 総合条例を制定し、公的第三者機関を設置 (※救済条項施行年月)
 - 多治見市(2004年1月)
 - 志免町(2007年4月) ・ **目黒区(2008年1月)** ・ 豊田市(同年10月) ・ 名張市(同年11月)
 - 札幌市(2009年4月)** ・ 筑前町(同年4月) ・ 岩倉市(同年4月)
 - 豊島区(2010年1月)** ・ 日進市(同年9月)
 - 筑紫野市(2011年4月) ・ 幸田町(同年4月)
 - 宗像市(2013年4月) ・ 北広島市(同年4月) ・ 知立市(同年4月) ・ 青森市(同年4月) ・ 松本市(6月)
 - 士別市(2014年4月) ・ 市貝町(同年4月) ・ 宝塚市(同年11月)
 - 長野県(2015年4月)** ・ 東員町(同年6月) ・ 那須塩原市(同年7月) ・ **相模原市(同年10月)**
 - 芽室町(2016年4月) ・ 川崎町(2018年4月)
 - 西東京市(2019年9月)** ・ 甲府市(2020年7月) ・ 那珂川市(2021年3月)
 - 中野区(2022年4月)** ・ 富士市(同年4月) ・ 北本市(同年10月) ・ 瀬戸市(同年12月) ・ **山梨県(2023年6月)**
 - むつ市(2024年4月) ・ **東京都北区(同年7月)** ・ **武蔵野市(同年10月)**
 - 糸島市(2025年4月)** ・ 石狩市(同年4月) ・ 杉並区(同年4月) ・ **千葉市(同年7月)** ・ 滋賀県(同年10月) ・ 桑名市(〇月)
- 条例を改正し、公的第三者機関を設置
 - 世田谷区(2013年4月)** ・ 尼崎市(2021年4月) ・ 新潟市(2024年4月) ・ 泉南市(2025年4月)
- 個別条例(権利救済)を制定し、公的第三者機関を設置
 - 川西市(1999年6月) ・ **埼玉県(2002年8月)**
- 総合条例を制定し、条例の規定に基づき個別条例等(権利救済)を制定し、公的第三者機関を設置
 - 川崎市(2002年5月)** ・ **江戸川区(2022年2月)** ・ **小金井市(2022年4月)** ・ 田川市(2023年4月) ・ **日野市(2024年5月)**
- 個別条例(権利救済)を制定し、その後、総合条例を制定
 - 名古屋市(2020年1月)** ・ **国立市(2017年4月)** ※総合オンブズマンに子どもの人権オンブズマンの職務
- 施策推進の原則条例(子育て・子育て支援)を制定し、公的第三者機関を設置
 - 秋田県(2006年9月)**

都道府県:5
政令指定都市:5
都内:12

北海道:5 東北:3
関東:18 中部:15
近畿:7
中国/四国:0九州:9

国レベルで条約の実施を監視する 独立の機構が存在しないことへの懸念

国連・子どもの権利委員会の日本政府報告書への総括所見 (第1回1998年、第2回2004年、第3回2010年)

- 国レベルで条約の実施を監視する独立の機構が存在しないことへの懸念
- 地方レベルでいくつかの子どもオンブズパーソンが任命されているという情報に留意しつつ、これらのオンブズパーソンの権限、独立性および職務、効果的活動を確保するために利用可能な財源その他の資源についての報告がないことを遺憾とし、情報を提供するよう勧告

第4回・第5回統合定期報告書に対する 国連・子どもの権利委員会からの総括所見（2019年2月）

独立の監視

- 12. 地方レベルで33の子どものためのオンブズパーソンが設置されていることには留意しながらも、これらの機関は財政面および人事面の独立性ならびに救済機構を欠いているとされる。委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告するものである。
- (a) 子どもによる苦情を子どもにやさしいやり方で受理し、調査しかつこれに対応することのできる、子どもの権利を監視するための具体的機構を含んだ、人権を監視するための独立した機構を迅速に設置するための措置。
- (b) 人権の促進および保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）の全面的遵守が確保されるよう、資金、任務および免責との関連も含めてこのような監視機関の独立を確保するための措置。

「こどもまんなか実行計画2025」 令和7年6月 こども政策推進会議

(こどもの権利が侵害された場合の救済)

相談救済機関の調査研究、実態把握及び事例の周知

令和6年度に実施した、こどもの権利擁護に関する調査研究の結果を踏まえ、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等を含め、国内外の相談救済機関等の事例の周知を図るとともに、地方公共団体の取組の更なる後押しに向けた調査研究を行う。【こども家庭庁】

「全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会」等を開催し、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関が、相互に取組実態や事例について、情報交換を行う場を設ける。【総務省】

13頁より抜粋

Ⅱ-1-(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
相談救済機関の調査研究・実態把握 及び事例の周知	調査研究【こども家庭庁】	事例周知【こども家庭庁】			
	「全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会」等を開催し、実態把握やこども家庭庁が実施した調査研究結果も踏まえた事例の周知【総務省】				

こども大綱の推進 こども家庭庁HP

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou/>

117頁より抜粋

子どもの権利条例に基づく

子どもの権利学習

子どもの権利の普及

子どもの権利教育・学習①（先進自治体例）

- 学校における子どもの権利学習の推進
 - ▣ 川崎市 権利学習資料を全教職員への配布、研究校における子どもの権利学習、人権尊重教育担当者研修 他

- 子どもオンブズパーソン（子どもの権利擁護委員）による子どもの権利学習
 - ▣ 豊田市、名古屋市、西東京市、宗像市、国立市、小金井市、武蔵野市 他

“子どもの権利”って？

—小金井市子どもオンブズパーソンの取り組みから—

小金井市
子どもの権利に関する条例を学ぼう!

学校名	年	組
なまえ		

小金井市

小金井市
子どもの権利に関する条例

- 安心して生きる権利
- 自分らしく生きる権利
- ゆたかに生きる権利
- 意見を表明する権利
- 支援を受ける権利

もっといろんな人を知ってほしいな!

市立小学校における
子どもの権利授業

2023年度～
すべての市立小学校
6年生

2025年度～
すべての市立中学校
2年生

3分でわかる!子どもの権利@小金井

<https://www.youtube.com/watch?v=-yKs0YUS00w>

子どもの権利 小金井

検索

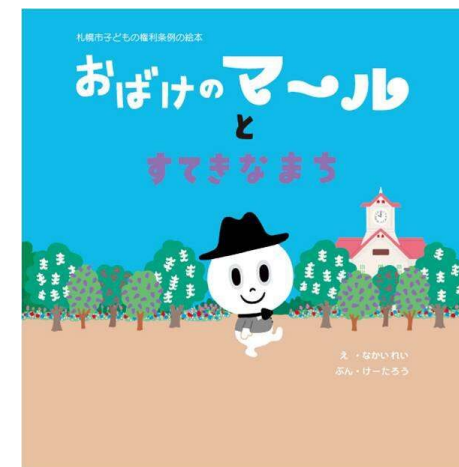
https://www.city.koganei.lg.jp/koganei_childlights/index.html

子どもの権利教育・学習②（先進自治体例）

- 絵本を使った啓発
 - 目黒区「すごいよ ねずみ君」
 - 川崎市「れいちゃんたまほうのすな」
 - 札幌市「おばけのマーलとすてきなまち」
- 子ども条例を知り、楽しくわかりやすく学ぶ機会
 - 総社市「絵で見る総社市子ども条例」



- 「子どもの権利の日」の広報活動
 - 川崎市、多治見市、青森市、松本市、北本市



- 子ども月間
 - 豊島区

4条 としま子ども月間

11月は「としま子ども月間」。子どもの権利について、たくさんの人に知ってもらうための広報活動やイベントを実施しているよ。

子どもの意見を恒常的に聴く仕組み (先進自治体例)

子どもの参画

子どもの意見を恒常的に聴く仕組み

□ 子ども議会・若者議会

- 早稲田大学卯月盛夫研究室・NPO 法人わかもののみち
「子ども議会・若者議会 自治体調査 報告書」(2019年5月)

- <https://wakamachi.org/2019/06/11/report/>

□ 子ども会議

- 川崎市 <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000032697.html>

- 豊田市 <https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/ikusei/1048922/index.html>

- 豊島区 <https://www.city.toshima.lg.jp/229/2101121555.html>

□ 子ども未来委員会

- 松本市 <https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/kosodate/50226.html>

豊島区について

子どもにやさしいまちづくりの視点から検討してみよう

「豊島区子どもの権利に関する条例」

2006(平成18)年3月29日公布、4月1日施行



条例を絵に描いた餅にしないように
普及啓発+積極的活用



一般用

豊島区

子どもの権利に関する条例

豊島区では、子どもたちが希望をもって今を生き、次代を担っていくことを願い、「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定しました。
(平成18年4月1日施行)



子どものみなさん

あなたの人生の主人公は、
あなたです

あなたのことは、あなたが選んで
決めることができます

失敗しても、やり直せます
困ったことがあったら、

助けを求めていいのです

あなたは、ひとりではありません

私たちおとなは、

あなたの立場に立って、

あなたの声に耳を傾けます

あなたがあなたらしく

生きていけるように、

いっしょに考えようきましょう

あなたという人は、

世界でただ一人しかいません

大切な、大切な存在なのです

前文より

「豊島区子どもの権利に関する条例」周知用パンフレット（一般用）

<https://www.city.toshima.lg.jp/545/2005280847.html>

みんな知っているかな？

としまく 豊島区

子どもの権利に関する条例

ユウ ユウ ミヤコ ハル ユタカ ミナミ

いっしょに考えよう

SDGs 未来都市としま SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

4 質の高い教育をみんなに 10 人や組織の働きかたをよくなる 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正

大切な子どもの権利

権利ってなんだろう？

「権利」とは、人として生きるために、どんな人にも認められ、守られるものです。子どもも一人ひとりかけがえのない存在です。他の人とお互いに権利を尊重し合うことが大切です。

豊島区は、子どもたちの「大切な権利」として大きく7つ定めているよ！

大切な7つの権利

自分らしく健やかに成長するための大切な権利

- 安心して生きること
- 個性が尊重されること
- 自分で決めること
- 思いを伝えること
- かけがえのない時を過ごすこと
- 社会の中で育つこと
- 支援を求めらるること

みんなが持っている

「豊島区子どもの権利に関する条例」周知用パンフレット（マンガ版）
<https://www.city.toshima.lg.jp/545/2005280847.html>

豊島区子どもの権利に関する条例の構造

安心して
生きること

個性が尊重
されること

自分で
決めること

思いを
伝えること

かけがえの
ない時間を
過ごすこと

社会の中で
育つこと

支援を
求めること

責務(第3条)

- 区は、子どもの権利を尊重し、あらゆる環境の整備を通じて、これを保障しなければなりません。
- 区民等は、家庭、学校又は地域の中でお互いに連携・協働し、子どもの権利を保障しなければなりません。他

子どもの権利の保障

区による保障(第13・14・15条)

家庭における保障(第16条)

子どもにかかわる施設における保障(第17条)

地域における保障(第18条)

子どもの権利の普及(第4条)
としま子ども月間

区:子どもの権利に関する
施策の推進(第29条)、
推進計画の策定(第30条)

子どもの参加

子どもの参加(第19条)

子どもの社会参加及び参画(第20条) としま子ども会議

子どもにかかわる施設における子どもの参加及び参画(第21条)

豊島区子どもの権利委員会
の設置(第31-36条)

区は、この条例に基づく
計画及び施策を検証する
ために、区長の附属機関
として豊島区子どもの権
利委員会を設けます。

子どもの権利侵害からの救済及び回復(第22-28条)

区は、子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために、区長の附属機関として、豊島区子どもの権利擁護委員を設けます。

子どもの権利の普及：11月は「としま子ども月間」

(子どもの権利の普及)

第4条 区は、子どもとおとなが子どもの権利の重要性を知り、よりよく理解するために、次に掲げる子どもの権利の普及に取り組みます。

- (1) この条例に定められた子どもの権利の周知や学習の機会を設けること。
- (2) 地域や子どもにかかわる施設との連携・協働の下に、子どもの権利に関する取組を推進するため、としま子ども月間を設けること。
- (3) 児童虐待に係る通告について、地域や子どもにかかわる施設と連携して広報及び啓発活動を行うこと。

「豊島区子どもの権利に関する条例」2006(平成18)年3月29日公布、4月1日施行

11月20日は「世界子どもの日」

子どもの権利の認識向上と子どもの福祉の向上を目的として、国内外で子どもたちが主体となって参加する催しが行われています！

「豊島区子ども・若者総合計画」の評価・検証

■計画の推進体制のイメージ図（三審議会による計画の検証）



第4期 豊島区子どもの権利委員会 第7回子どもの権利委員会資料より引用

<https://www.city.toshima.lg.jp/229/2507251513.html>

01 | 子どもの権利推進計画での位置づけ

新たな推進計画においては、これまでの「PDCAサイクル」に基づく検証を強化し、豊島区独自の手法である「豊島区子ども・若者アクションステップ」を新たに導入することで、区のあらゆる取組に子ども・若者等の意見を反映させていくことを明記



STEP1	意見を聴く対象の検討、テーマ設定、実施体制構築、人員確保、等
STEP2	STEP1の内容について、対象からの意見聴取
STEP3	STEP2で聴いた意見を受け止め・検証し、どのように反映するのかを検討し、事業を実施
STEP4	STEP2で聴いた意見がどのように扱われたのかを対象へ説明
STEP5	STEP1～4の取組について、審議会による点検・評価を受け・これを反映し施策を改善

➡ 「豊島区子ども・若者アクションステップ」の活用により、各施策に子ども・若者等の意見を反映する効果的な仕組みを構築する。

第4期 豊島区子どもの権利委員会 第7回子どもの権利委員会資料より引用

<https://www.city.toshima.lg.jp/229/2507251513.html>

としま子ども会議

(1) 目的

「豊島区子どもの権利に関する条例」第20条第4項に基づき、子どもが区政などについて話し合い、意見を表明する場を設けることで、区政に子どもの意見を反映することを目的とする。また、「児童の権利に関する条約」や「豊島区子どもの権利に関する条例」に定める子どもの意見表明権の確保を図る。

「豊島区子どもの権利に関する条例」第20条第4項

区は、次代を担う子どもの意見を区政に反映するよう努め、子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。

「としま子ども会議」は、豊島区で「こんなことをしてみたい」「こんなふうになってほしい」ということを、仲間の人々と話し合っ、大人の方々に発表します！ぜひ、一緒に参加してみませんか？

対象
区内在住・在学の 概ね10歳(小学校4年生)～18歳の子ども・若者20名程度

内容
グループに分かれて豊島区について話し合い、企画や調査をして意見をまとめる。また、必要に応じて区長や区民の方々と話し合います。

日時
1. 会議 6月から11月まで毎月1回2時間、第3または第4日曜日
2. 発表会 12月の日曜日 ※小学生は日曜朝10時から参加します。

場所
1. 会議 豊島区役所本庁舎内の会議室
2. 発表会 豊島区議会 議場(予定)

申込の方法
5月27日(金)までに、1. 申込書・住所、2. 学校名・学年、3. 氏名(ふりがな)、4. 電話番号・緊急連絡先(5年生月日)と志望動機を記入してメールで、子ども若者課 地域支援第2グループ「A0017309@city.toshima.lg.jp」へお申し込みください。申込書が足りない場合は補填をお願いします。お申し込みはご了承ください。

小学生用募集チラシ

「やってみよう！」「実現したい！」を一緒に話そう！
「としま子ども会議」の参加者を募集します！

「としま子ども会議」は、子どもの皆さんが集まって、豊島区や区政についてテーマを決めて、会議で意見を話し合い、発表会にて区長さんや大人の方々に発表する取組です。
令和4年度の開催にあたって、参加者を募集します。ぜひ参加して、豊島区について「こんなことをしてみたい」「こんなふうになってほしい」を一緒に話し合いたいです！

対象
豊島区在住または在学の概ね10歳(小学校4年生)～18歳の子ども・若者20名程度

内容
話し合いをして、話ごとに豊島区や区政についてテーマを決めて会議で意見交換したり、必要な調査をして、区長さんや大人の方々に発表する取組を実施します。発表会が定日付の場合、発表会で意見を発表します。

日時
1. 会議 6月から11月まで毎月1回2時間、第3または第4日曜日
2. 発表会 12月の日曜日
どちらも、詳しい日程は改めてお知らせします。

会場
1. 会議 豊島区役所本庁舎内の会議室
2. 発表会 豊島区議会 議場(予定)

※参加申し込み※
5月27日(金)までに、【申込】表で、郵便番号・住所、学校名・学年、氏名(ふりがな)、電話番号・緊急連絡先、生年月日、志望動機を記入してメールで、「子ども若者課地域支援第2グループ(A0017309@city.toshima.lg.jp)」へお申し込みください。
※申込は2023年5月27日(金)まで有効です。

中学生以上用募集チラシ

としま子ども会議実施要綱

(事業内容)

第2条 子ども会議は、次の事業を行う。

- (1) 区政の子どもに関わる事項について、自主的に課題を決定し、当該課題について意見交換を行うこと。
- (2) 前号に掲げる意見交換の結果を、区に対して発表すること。

「としま子ども会議」の活動について

回	企画案のタイトル、話し合いのテーマなど
第1回 (R2.7~12)	(1)Go To おとまり会 (2)Let's enjoy! Sleepover Party! (3)Step by step up としま~誰もが主役になれるまちづくりを~
第2回 (R3.6~11)	(1)生涯学習チーム 様々な分野の学習や体験、交流を通じて、豊かな暮らしを実現する (2)多文化共生チーム 日本人と外国人がお互いの文化・習慣に対する理解を深め、共に暮らそう (3)SDGsチーム SDGsで誰一人取り残さないまち、誰もが主役になれるまちを目指せる取組を考える (4)バリアフリーチーム 困っている人や社会に参加したいと思っている人の心と体のバリアをなくす
第3回 (H4.6~11)	(1)みどりの創造・ごみ減量チーム クリーン・グリーンズ (2)賑わいの創出・まちづくりチーム Let's make a lively town! 賑やかな街をつくろう! (3)参加と協働・多様性の尊重チーム We are diversity (4)防災・防犯チーム 防災・防犯チーム
第4回 (H5.7~1)	(1)障害のある方への理解促進チーム 障害者公平チーム (2)行きたくなる学校チーム Happy School In Toshima (3)「子どもの権利」について知ろう!広めよう!チーム We can voice our feelings. ~子どもがりのまに生きる~ (4)放課後の過ごし方チームの発表 after school 8
第5回 (H6.7~1)	(1)池袋駅東口駅前広場チーム 池袋駅東口の駅前広場の形と楽しい使い方を考えよう! (2)スポーツチーム 子どもたちがいつでも楽しく当たり前前にスポーツができる豊島区を目指そう (3)ヤングケアラーチーム ヤングケアラーについて知ろう!広めよう!ヤングケアラーにやさしい町計画 ⇒「10年後の豊島区」について「子どもたちの笑顔あふれる豊島区」

第3回「としま子ども会議」(令和4年度)

みどりの創造・ごみ減量チームの発表

【チーム名】クリーン・グリーンズ



左から、正田さん、麻生恵衣さん、橋さん、白水さん、井上さん、高野さん、職員ファシリテーターの青柳さん

参画と協働・多様性の尊重チーム

【チーム名】We are diversity



左から、麻生優衣さん、高木さん、竹田さん、職員ファシリテーターの鈴木さん 諸富さんと小安さんは欠席

賑わいの創出・まちづくりチームの発表

【チーム名】Let's make a lively town! 賑やかな街をつくらう!



左から、石川さん、佐川さん、鍛冶倉さん、石原さん、職員ファシリテーターの増田さん

防災・防犯チームの発表

【チーム名】防災・防犯チーム



左から、倉田さん、齋藤さん、平木さん、職員ファシリテーターの早間さん

第3回「としま子ども会議」実施報告書 令和5年(2023年)3月より

としま子ども会議参加者の声

○ 私は、としま子ども会議を通じ、自分の住むまち、通学や通勤をしているまちのことを“じぶんごと”として捉えることの大切さについて学びました。これまでは、区政に関わることへの意見の提出は、議員さんをはじめ、区のお仕事をされている大人にしかできないことだというイメージがありました。しかし、豊島区では、学生のうちから区長さんや教育長さんに直接意見を発表することができる機会を設けており、とても素敵だなと感じました。また、普段の生活でかかわることの少ない小学生ともコミュニケーションをとりながら発表準備を進めることができたことも印象的でした。私たちが発表した提案は、すぐに実現できるものではないかもしれませんが、まずは、「自分の想いを言葉で伝えることが大切なのだ」と思います。今後も、自分の住むまちをよりよくするためにはどうしたら良いか、どんなまちになってほしいかを考えながら、時には周囲の方々と共有しながら生活していきたいです。

○ 豊島区が今行っていることやこれからのことまで豊島区についてたくさんを知りました。参加する前は豊島区の基本計画や政策について何も知らなかったけれど、参加した後は豊島区が目指しているものやできていないことを知って、自分が豊島区にやってほしいことや豊島区に住む様々な人が喜ぶことがはっきりして、他の参加している子ともいろいろな意見を交わすことができました。発表の時は副区長さんや議長さんなど大勢の方がいるところで発表したので緊張しましたが、自分の考えたことや思ったことを話せてよかったです。

- まわりの人（親、友達、先生など）に
いえない
- 自分ではどうしたらいいのかわからない
- 誰かに聞いてもらいたい・相談したい

こんなときは、相談してほしいな。
相談するとき、うまく話せるかなって思ったり、
たいした話じゃないかもって思ったり、
不安な気持ちでいっぱいだと思うけれど、
相談員は、少しでもみなさんのお役に立ちたいと思っています。

あなたが、自分らしく、楽しく
毎日が過ごせるよう、どう
したらいいのかが一緒に考えて
いきましょう。



豊島区には、子どものための「としま子どもなんでも相談」があるよ。ここでも相談することができるし、相談室に相談をつなげていくこともできるよ。



なやミミ フリーダイヤル

0120-618-471

【月～金曜日】 9:00～18:00

【土曜日】 9:00～17:00

※子どものためのフリーダイヤルです。お金はかかりません。

相談室にはどうやって相談するの？

相談用電話 03-5985-9580
※電話料金ががかかります
(こちらの番号でFAX相談も送れます。)

開室時間 火～土曜日 ※ 10:00～17:45
(祝日・年末年始はお休み)

電話相談は、火・水・金曜日です。
※しばらくの間、土曜日は開室していません。
開室するときにはお知らせします。

会って話す

相談室や区の施設で相談員とお話します。
電話かメールで日にちと場所を相談して決めましょう。

電話する

相談員と電話でお話します。

メールする

右のQRコードを読み取ると、メール送信
フォームにつながります。いつでも OK!



◆メールアドレスから相談することもできます。
E-mail kodomosoudan@city.toshima.lg.jp

手紙をかく (FAXもOK)

相談室あてにお手紙をくれたら、相談室がお返事します。
◆区長あてのお手紙「子どもレター」を使って、相談室あてに、お手紙を書くこともできるよ。
(本文に「としま子どもの権利相談室へ」って書いてね。)

としま子どもの権利相談室

〒171-0032 豊島区雑司が谷 3-1-7
千登世橋教育文化センター1F
事務局 ☎ 03-4566-2402



2010年から子どもの権利擁護委員は
委嘱されていたものの相談室はなかった!

令和 5 年度

としま

子どもの権利相談室



9/6(水)
オープン

なやミミ



どんなことを相談 していいの？

友達のこと

- ・ 仲間はずれにされた
- ・ 悪口を言われた、書かれた
- ・ 友達がいじめにあってる

学校のこと

- ・ 学校に行きづらい
- ・ 学校で困っていることがある
- ・ 先生のことばで傷ついた

おうちのこと

- ・ 家族がけんかばかりしている
- ・ おうちにいることがつらい
- ・ おうちの手伝いで自分の時間がない
- ・ お金(課金など)のことで困っている

からだのこと

- ・ ご飯を食べさせてもらえない
- ・ たたかれた、暴力をふるわれた
- ・ いやなことをされた



① 相談する

あ であん てがみ ファックス
会って・電話・メール・手紙・FAX
あなたのお話をゆっくり聞きましょう。

相談しやすい方法で相談してね。

※子どもだけでなく、子どもの権利に関わる
ことであれば、大人も相談できます。

相談したらどうなるの？

② 一緒に考える

どうしたらいいか、一番いい方法は
何か、一緒に考えるよ。

③ 調べる・協力をお願いする

まわりの大人や友達からお話をきい
たり、協力をお願いしたりするよ。
あなたの意見や気持ちを、かわりに
伝えたりすることができるよ。

もっとよくするために、関係する施設などに、
制度について意見を言ったり、改善を
求めたりできるよ。

是正要請・意見表明

相談室では、
名前を言わなくても、
だいじょうぶ。
やくそくは、まもるよ。



千葉市において 「千葉市こども・若者基本条例」制定!!

千葉市こども基本条例検討委員会を設置
2023(令和5)年3月)

- 総則検討部会
- こどもの権利の保障検討部会
- こどもの意見表明と社会参画検討部会
- こどもに関する施策の推進検討部会

⇒ 2025(令和7)年2月28日制定 ⇒ 同4月1日施行

千葉市こども・若者基本条例

https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kikaku/kodomokihonjyourei_shoka.html

令和7年度 流山市子ども・子育て会議にこどもの権利部会を設置

令和7年度の子ども・子育て会議のスケジュール（予定）

資料2
第1回流山市こどもの権利部会

<p style="text-align: center;">流山市子ども・子育て会議</p> <p>役割 本市の子ども・子育てに関する主要な施策について調査・審議を行う。</p> <p>R7の主な実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①令和6年度の事業評価 ②流山市子ども計画の事業評価方法検討 ③特定教育・保育施設の利用定員設定、こども誰でも通園制度の認可 	<p style="text-align: center;">流山市こどもの権利部会</p> <p>役割 流山市子ども計画の評価・検証に当たり、こどもの権利に関する施策の実施状況等の調査審議を行う。</p> <p>R7の主な実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①こどもの権利の視点から行う事業評価方法検討 ②「こどもの意見表明・参加に関する手引き（庁内向け）」作成検討
---	---

日程	内容	参考
9月5日	第1回こどもの権利部会 ・こどもの権利の視点から行う事業評価方法検討 ⇒ 事業選定、評価項目の検討 ・「こどもの意見表明・参加に関する手引き（庁内向け）」作成検討 ⇒ 構成検討	
10月	【本会議】第3回子ども・子育て会議 ・流山市子ども計画の事業評価方法検討① ・流山市子ども会議報告（成果報告会）	若者まちづくり事業の実施
11月	第2回こどもの権利部会 ・こどもの権利の視点から行う事業評価方法検討 ⇒ 評価項目決定、評価手法の検討 ・「こどもの意見表明・参加に関する手引き（庁内向け）」作成検討 ⇒ 構成詳細検討	↓ こども会議フィードバック・ふりかえり会
12月		
令和8年1月	【本会議】第4回子ども・子育て会議 ・流山市子ども計画の事業評価方法検討② ・流山市子ども会議報告（フィードバック） ・若者まちづくり事業報告① ・ 部会での検討内容の報告 ←	
2月	第3回こどもの権利部会 ・こどもの権利の視点から行う事業評価方法検討 ⇒ 評価手法決定 ・「こどもの意見表明・参加に関する手引き（庁内向け）」作成検討 ⇒ 手引き完成	若者まちづくり事業成果報告会
3月	【本会議】第5回子ども・子育て会議 ・特定教育・保育施設の利用定員設定（該当あれば） ・若者まちづくり事業報告② ・ 部会での検討内容の報告 ←	

流山市において、子どもにやさしい法的枠組みとして 「こどもの権利に関する条例」に向けた議論を

54

- 「流山市子育てにやさしいまちづくり条例」との親和性
子育てにやさしいまちづくり + 子どもにやさしいまちづくり
- こどもの権利の視点から行う事業評価を推進する法的基盤として
- 「こどもの意見表明・参加」に基づく条例づくりを!
- 党派を超えて、全会一致での可決を!!!

ご清聴ありがとうございました

流山市において、子どもにやさしい法的枠組みとして「こどもの権利条例」の制定に向けた検討が深まることを心より祈念しております！



名古屋市子どもの権利相談室
「なごもっか」マスコットキャラクター
なごもん



武蔵野市子どもの権利条例
マスコットキャラクター
ミミワン



小金井市
子どもオンブズパーソン相談室



世田谷区子どもの人権擁護機関
「せたホッと」マスコットキャラクター
なちゅ